

住居確保給付金

全ての市町村

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にあることにより住居を失った、または失うおそれがある方に対し、一定期間家賃相当額（生活保護の住宅扶助基準を限度額とする）を支給します。

事業内容

収入、資産などに関して、一定の要件を満たしている方が対象です。

支給された給付金は、家主さんへ自治体から直接支払われます。

住居確保給付金を受けている方は、ひとり親家庭住宅支援資金貸付の上限額は、家賃額と給付金の差額となります。

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/support/208/>

制度の詳細や申請先・問い合わせ先はこちらからご確認いただけます。

1. 生活困窮者自立支援制度について（<https://www.pref.toyama.jp/1200/kurashi/kenkou/iryou/kj00017123.html>）（富山県厚生部厚生企画課）
2. 住宅確保給付金（<https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokaku-hokyufukin/index.html>）（厚生労働省生活支援特設ホームページ）